

災害時における施設利用の協力に関する協定書

災害時における一時避難施設としての使用に関し、寒川町（以下「甲」という。）と河西工業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、寒川町内で大規模な地震等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設を避難スペースとして地域住民等を受け入れるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、次の事項を乙に協力要請することができる。

- (1) 周辺地域住民への避難場所としての施設の提供に関すること
- (2) その他必要に応じ協力できること

（協力要請）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請事項について速やかに適切な処置をとるものとする。

2 甲は、次の場合、乙に協力を要請するときは、日時、場所及び要請内容を明確にし、文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

- (1) 大規模な地震等の災害が発生し、または発生する恐れがあり、周辺住民の避難に緊急を要する場合
- (2) その他、著しく地域住民の生命を脅かす事態になり、甲が乙の施設に避難させる必要があると認めた場合

（使用施設）

第4条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を避難スペースとして、地域住民等を受け入れるものとする。ただし、使用施設が被災したときは、この限りでない。

（施設名）河西工業株式会社

（所在地）寒川町宮山 3316 番地

（施設使用不能の報告）

第5条 乙は、何らかの事情により施設の使用が不能となったときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第6条 避難スペースの使用期間は、開設から被害の恐れなどがなくなるまでの間とする。

（補償）

第7条 甲は本協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合においては、寒川消防団員等公務災害補償条例（昭和41年寒川町条例第26号）の規定に準じて補償を行うものとする。

（一時避難場所の閉鎖）

第8条 避難スペースを閉鎖する場合は、甲は乙に対し、その旨を連絡し、あわせて文書にて通知する。

（原状復帰）

第9条 甲は乙の所有する施設を使用した場合、その用を終えたとき、その施設を速やかに原状に復するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては町民安全課長、乙においては第4条に定める施設の管理者とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈について疑義が生じたときはその都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めによる場合を除き、その効力を持続するものとする。
この協定締結の証として本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年3月30日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地
寒川町
寒川町長 木村俊雄



乙 神奈川県高座郡寒川町宮山 3316 番地
河西工業株式会社
代表取締役社長 古川幸二